

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>									
	区分	分野									国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	京都市では、平成24年8月、平成25年9月、平成26年8月と3年連続の大雨、台風災害において、史跡石清水八幡宮境内、史跡及び特別名勝平等院醍醐、史跡南禅寺境内など大きな被害が生じたが、国の現状確認前に緊急に文化財所有者が行った災害復旧工事(土砂搬出等の初期費用で、文化財本体の復旧工事のために必要な措置)については国庫補助対象となるかが明確になっておらず、文化財所有者に対して大きな負担となっている。	災害復旧工事に対する補助対象の明確化を行うことで所有者の負担を軽減し、文化財建造物の防災対策を推進する。	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項等	文部科学省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	福手県、福井県、静岡県、八幡市、伊豆野市、徳島市、松山市、大分県、大分市、久留米市、長崎県、五島市	団体名	支障事例
																			支障事例	
150	地方に対する規制緩和	教育・文化	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	京都市では、平成24年8月、平成25年9月、平成26年8月と3年連続の大雨、台風災害において、史跡石清水八幡宮境内、史跡及び特別名勝平等院醍醐、史跡南禅寺境内など大きな被害が生じたが、国の現状確認前に緊急に文化財所有者が行った災害復旧工事(土砂搬出等の初期費用で、文化財本体の復旧工事のために必要な措置)については国庫補助対象となるかが明確になっておらず、文化財所有者に対して大きな負担となっている。	災害復旧工事に対する補助対象の明確化を行うことで所有者の負担を軽減し、文化財建造物の防災対策を推進する。	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項等	文部科学省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	福手県、福井県、静岡県、八幡市、伊豆野市、徳島市、松山市、大分県、大分市、久留米市、長崎県、五島市	<ul style="list-style-type: none"> ○本県においては、平成26年の台風災害において、寺社の直轄に被害が生じたが、早期の復旧を見送った事例がある。2次災害の恐れや、通行に支障を生じる場合、国の現状確認を待たないことは十分考えらるるため、運用の改善が必要と考える。 ○災害復旧工事においては迅速な対応が求められるが、文化財所有者(個人)に対しての負担を減らすために国庫補助対象の拡大を求めたい。 ○本市にある国指定史跡・天然記念物で平成27年度に土砂災害が発生したが、土砂除去など応急的な措置については国の補償での負担となった(災害復旧工事については国庫補助を利用)。 ○本市においても、重要文化財をはじめとする文化財指定を受けた建造物等や史跡が数多く存在する。 ○本市においても、重要文化財をはじめとする文化財指定を受けた建造物等や史跡が数多く存在する。 ○平成24年4月に起きた大雨により重要文化財が大きな被害を受けた。緊急な対応が必要であったが、国の補正予算を待たずに被害拡大のおそれがあり、所有者等へも大きな影響を及ぼすため、単独で補助し、修繕等を実施した。こうした緊急に必要とする条件について、国庫補助がなかったため、文化財所有者に対して大きな負担となっている。 ○建造物に限らず、文化財の災害復旧については補助対象となる範囲が極めて限定的で、災害復旧に必要な措置であっても補助対象とならない場合が多い。本市においても、史跡指定地の土砂崩れによって崩出した土砂の緊急的な撤去は自己負担となった例が過去にある。 ○国の現状確認前の緊急性の担保や事前確認の明確化などの運用方法の検討などの課題はあるが、緊急に必要として措置した費用に対する所有者負担の軽減は、文化財保護に効果があると考えられる。 ○災害時は関係機関との協力を待たずに、緊急に対応しなければ被害が拡大する場合もあるため、災害復旧工事に対する補助対象の拡大等の運用改善を要する。 									